

大熊町新庁舎整備基本計画

平成29年3月

大熊町

1. はじめに

本町の庁舎は、昭和 52 年に下野上地区旧大野中学校跡地に建設されて以来、34 年にわたり使用されてきましたが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、全町民が避難を強いられるとともに、町庁舎の主要機能は約 100km 西に位置する会津若松市に移転を余儀なくされました。現在は、当面の行政拠点を会津若松市と郡山市、いわき市に置いているところです。

一方、中長期的な町土の復興に関する町の考え方については、平成 26 年 3 月に「大熊町復興まちづくりビジョン」を策定し、町土復興・再生の第一ステップとして、大川原地区を復興拠点として整備することとしました。帰還する町民の生活再建等のための拠点を形成し、大熊町の円滑かつ迅速な復興、再生を進めていきます。

既に大川原地区では、先行除染事業が完了し、廃炉作業等従事者向けの給食センターの建設、復興拠点整備に関する都市計画決定に向けた手続きなど、復興まちづくりを進める取組みが動いているところです。こうした状況を踏まえ、復興のシンボルとなり、町民の生活を支え、また、安全を確保する行政拠点を大川原地区に設置することとし、ここに新庁舎整備の指針となる基本的な考え方を示します。

2. 新庁舎整備の基本方針

新庁舎の基本方針を以下のとおりとする。

① 復興のシンボルとなる庁舎

- ・ 新たに整備する庁舎は、復興拠点内に整備する最初の建築物であり、「今後の大熊の姿勢」を町内外に示す重要な役割を担っている。新庁舎は大熊町民をはじめ、「町土の復興」を町内外に訴求する、シンボルとなる建物とする。
- ・ 新しいエネルギーインフラを持つまちづくりを推進するため、太陽光や水力、風力等の再生可能エネルギーを導入し、庁舎の電力として利用する。

② 誰もが利用しやすく人にやさしい庁舎

- ・ 庁舎の内・外装には木質を多用し、温かみのあるデザインとする。
- ・ 庁舎内部は、仕切りの少ない開放的な空間構成によって、分かりやすい空間づくりを行い、町民や来訪者へのサービス・利便性の向上を図るとともに、行政需要の変化等将来的な変化に柔軟に対応できるものとする。
- ・ 庁舎はあらゆる人々に利用される施設であることから、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを導入する。
- ・ 庁舎の内部や前面には、気軽に人々が集い、交流し、アクティビティが創発するスペースを確保する。

③ まちなみや自然環境と調和した庁舎

- ・ 周囲に圧迫感を与えない低層の、木質を多用した建物のデザインや、庁舎敷地等の積極的な緑化により、良好な景観を創出するとともに、大熊町、そして大川原の

土地柄に馴染む庁舎とする。

- ・ 外部に対して閉鎖的にならず、建物周囲のオープンスペースや街並みに馴染む建物とする。

④ 環境性能と災害対応力に優れた庁舎

- ・ 外壁、窓の断熱性強化等による日射負荷の低減や、省エネルギー性能に優れた設備の採用、再生可能エネルギーの導入により、環境負荷の低減に貢献する。
- ・ 地震、台風などによる自然災害及び原子力災害に備え、迅速かつ適切な対策を講ずるため、高い耐震性能等の信頼性、安全性を有する、防災・災害対策拠点を設置する。
- ・ 庁舎の前面には、災害時に物資やボランティアの受入れ・供給、一時的な集合・避難の役割を果たす防災広場を整備する。

3. 新庁舎整備基本計画

(1) 新庁舎の位置

新庁舎を整備する位置は、幹線道路となる県道いわき・浪江線からのアクセス性及び大川原の既存集落との近接性を考慮し、大川原復興拠点内の西側とする。

新庁舎から東の方向には、大川原復興拠点をはじめとする大熊町土を望む。



(2) 新庁舎に配置する機能

1) 執行機能

- ① 町長室、副町長室、教育長室
- ② 正庁、庁議室 等

2) 行政機能

- ① 執務室（職員 107 名分、窓口機能に属するものも含まれる）

【参考】

平成 28 年 4 月 1 日現在の職員数：131 名

うち新本庁舎に置く課等の職員数：107 名

〔 総務課(13)、企画調整課(10)、税務課(8)、住民課(7)、福祉課(12)、生活支援課(7)、出納室(3)、教育総務課(8)、議会事務局(2)、健康介護課(10)、環境対策課(8) 復興事業課(9)、産業建設課(6)、

- ② 会議室
- ③ 印刷室、書庫
- ④ 更衣室 等

3) 窓口機能

- ① 町民交流スペース
- ② 待合スペース
- ③ 執務室
- ④ 相談室 等

4) 議会機能

- ① 議場
- ② 委員会室
- ③ 議員控室
- ④ 資料室 等

5) 防災・災害対策機能

- ① 災害対策会議室
- ② 放射線検査室
- ③ 備蓄倉庫、防災倉庫、重要書庫
- ④ 設備室、電算室、発電機室 等

6) その他共用部分

- ① 日直室
- ② トイレ 等

(3) 新庁舎の規模

室等の名称	面積	室等の名称	面積
町長室	185 m ²	議場（放送室含む）	455 m ²
副町長室		委員会室	
教育長室		正副議長室	
正庁	390 m ²	議員控室	
会議室		資料室	
執務室	1,030 m ²	更衣室	
書庫		印刷室	
相談室	30 m ²	日直室	
エントランスホール	200 m ²	設備室	
監査委員室	30 m ²	給湯室	
選挙管理委員会室	30 m ²	トイレその他	
災害対策会議室※	120 m ²	設備室、発電機室※	335 m ²
放射線検査室※	50 m ²	電算室※	
防災倉庫※	80 m ²	シャワー室※	
備蓄倉庫※		トイレその他※	
重要書庫※	70 m ²	廊下等	1,395 m ²
計	4,780 m ² （うち防災・災害対策機能部分 850 m ² （廊下含む））		

※防災・災害対策機能部分

(4) 新庁舎の構造・設備

① 新庁舎の構造

- ・庁舎のうち、防災・災害対策機能部分の構造は「鉄筋コンクリート（RC）造」とし、災害発生直後から災害対策拠点としての役割を果たすため、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を利用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られるものとする。
- ・それ以外の部分の構造は「鉄骨（S）造」とする。

② 新庁舎の設備

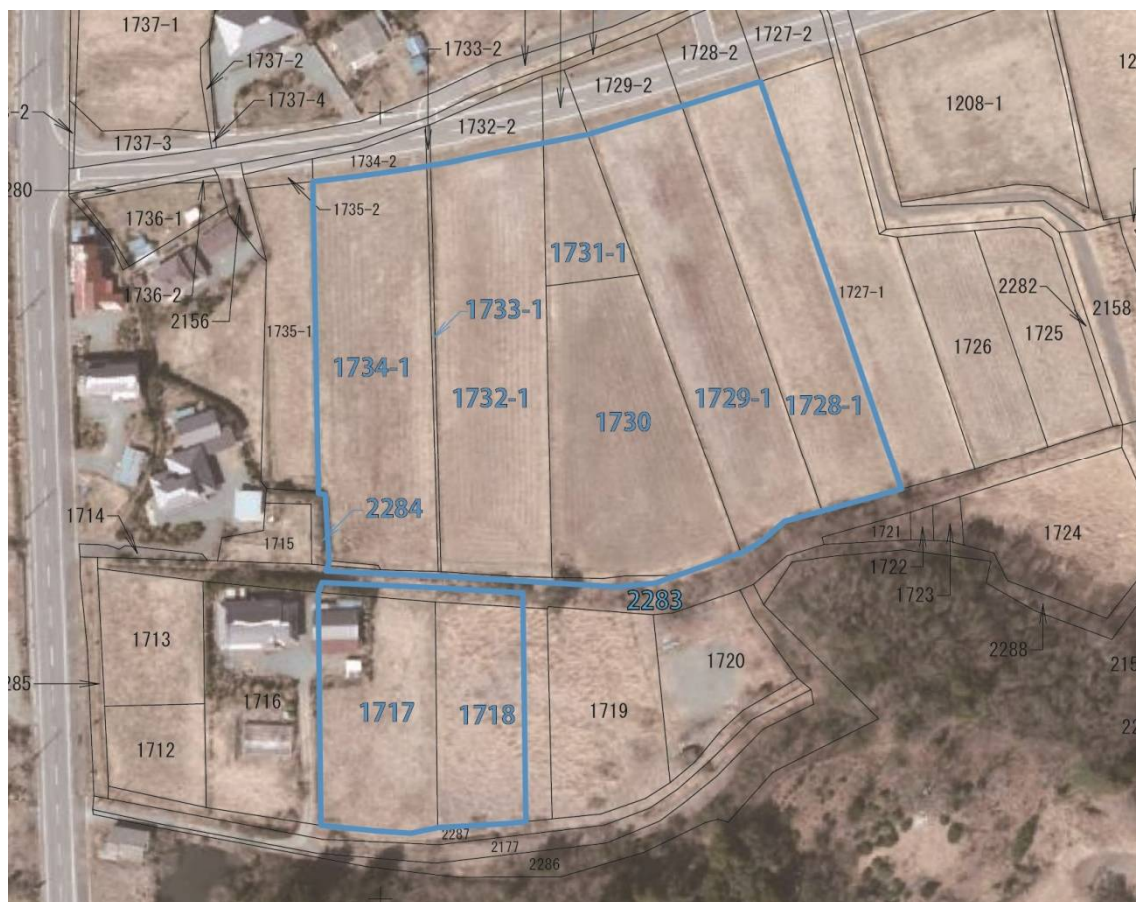
- ・外壁、窓の断熱性強化等による負荷の低減や、省エネルギー性能に優れた設備の採用及び適切な制御により、消費エネルギーを削減する。
- ・太陽光発電や水力、風力等再生可能エネルギーを積極的に活用する。
- ・災害時、電力等インフラの供給が停止した場合でも、災害対策機能部分では72時間程度の業務継続が可能となるよう、非常用発電機又は蓄電池並びに貯水槽を設置する。

③ 庁舎前広場

- ・広場の一部に車両の乗り入れが可能な設えとし、併せて電源を確保することにより、平時には、町民や来町者の集いや交流、各種イベントの場として活用するとともに、災害時には、防災倉庫等と連携し、物資やボランティアの受入れ・供給、一時的な集合・避難の役割を果たす防災広場として活用できるよう整備する。

(5) 敷地の概要

新庁舎整備に係る敷地の状況は次のとおり。



敷地を構成する土地の一覧表

(単位：㎡)

地番	地目	地積	地番	地目	地積
1717	畑	1,759	1732-1	田	3,048
1718	畑	1,602	1733-1	雑種地	92
1728-1	畑	2,295	1734-1	田	2,925
1729-1	畑	2,644	2283	用悪水路	1,601
1730	畑	2,690	2284	用悪水路	135
1731-1	畑	648			

※字は大字大川原字南平

※筆の一部のみが敷地となる土地を含む。

(6) 関連事業

新庁舎整備事業に合わせ、新庁舎周辺を総合的に整備を進めるため、下記事業を実施する。

① 大川原地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備

大川原地区において、帰還する町民の生活再建等のための拠点となる市街地を形成し、大熊町の円滑かつ迅速な復興及び再生を図るため、一団地の復興再生拠点市街地形成施設を整備する。

(7) 新庁舎整備事業及び関連事業の位置図



(8) 事業実施年度

事業名		項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
新庁舎整備事業		設計		⇔		
		工事			⇔	
関連 事業	一団地の復興再生拠点 市街地形成施設事業	用地取得		⇔		
		設計	⇔			
		工事		⇔		⇔

(9) 総事業費

新庁舎整備事業の事業費の総額は、概ね31億円を見込む。(関連事業除き。)

財源は、電源立地地域対策交付金を充てる。